

最高裁秘書第954号

平成31年3月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月17日付け（同月21日受付，最高裁秘書第308号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局の職員が行った取材対応に関する報告書（最後に作成されたもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）